

議 事 録

会議の名称	三田市まちづくり基本条例策定委員会 第10回小委員会（分科会）
開催の日時	平成23年12月13日（火）19時～21時36分
開催の場所	まちづくり協働センター 講座室
出席した委員の氏名	山下淳委員長、2号委員：本岡昭次委員、3号委員：増田和彦委員、4号委員：平野菅子委員、5号委員：入江貢委員
出席した庶務職員の職及び氏名	北中耕作企画政策課課長、西垣戸泰企画政策課課長補佐、梶谷雅代企画政策課係長、田中稔議会事務局議事総務課長
その他出席者	なし
傍聴者の人数	7人
議 題	小委員会案の検討
会議の概要 （ 結 論 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・補完の原則について、市民参加の原則、協働の原則と関連して検討を行った。 ・子どもの権利、事業者の責務等について検討を行った。
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	資料1：三田市まちづくり基本条例 小委員会案（第1～4章修正） 資料2：まちづくり基本条例等における子ども・事業者に関する規定例
連絡先	企画財政部 政策室 企画政策課 電話（079）559-5012 内線（2122） 議会事務局 電話（079）559-5162 内線（3115）

〈議事概要〉

(19:00 開会)

委員長 じゃあ、始めたいと思います。きょうの資料、その他、事務局から。

事務局 資料のほうですが、事前に送付しておりませんで、机上のほうに配付いたしております。まず、次第がございまして、それ以外に、右上に資料1と書いております三田市まちづくり基本条例小委員会案第1から第4章の修正というものがひとつ。それから、1枚ものでございまして、資料2といたしております、まちづくり基本条例等における子ども・事業者に関する規定例という裏表の資料、それから委員の皆様のほうには、第4回の小委員会の議事録及び感想まとめの確定版、こちらのほうを配付いたしております。また、第6回の議事録の案と感想まとめ案、そして前回、第9回のテープ起こしの資料を配付させていただいております。ご確認いただければというふうに思っております。資料については以上でございます。

委員長 最初におわびしておかなきゃいけないのは、1週間でもどこまで直せるかなと、どこまでできるかなと思うんですが、第4章のあたりまで、それもきょうの会議に間に合うような形でやっとなさという感じで、それとあらかじめお送りして、目を通しておいていただかないといけないのですが、ちょっと、それができなかったということをおわびを申し上げておきたいと思っております。

それと、前回お話に出た、子どもに関する規定と、それから事業者に関する規定については、事務局のほうでこういう例があるということは、少し調べて、まとめていただいたというところがあります。

このあたりを参考にして、どういう形で、対応するかというのをちょっと、きょう議論しておきたいという気はします。

どうでしょうか、資料1のほうは。

事務局 順次説明させていただいたらよろしいですか。ひととおりさせていただいたら…。

委員長 ポイントだけ、特に、第1章あたりで、一区切りだと思いますけど。

事務局 わかりました。第1章の総則でございます。

こちらのほうにつきましては、前回ご議論をいただきましたまちづくり憲章、2ページのほうを見ていただきますと、小委員会での議論というのが波線囲みのところでございますが、まちづくり憲章との絡み、言及するべきという意見と、含めるべきでないという意見がございました。それらの意見をもとに案をつくらせていただいたのが、1ページにお戻りいただきまして、目的、と書かれているところでございます。こちらのほうは、いろんな選択肢があるかと思っておりますので、選択肢をスラッシュ、横斜め線、右上から、左への斜め線のところでお示しをしているところでございます。内容につきましては、この条例はまちづくり、あるいは自治の基本原則を定め、市民の権利と市民の信託に基づく市議会、市長等の役割や責任を明らかにし、もって市民主体のまちづくりの推進、もしくは市民自治の確立と持続可能で暮らしやすいまちの実現もしくは三田市の発展、または市民の福祉の向上を図ると、このような形でさせていただいております。

この条例の内容について、矢印の上のところ書いているところでございます。まちづくり、あるいは自治の基本原則を定めるとともに、権利と責務、市民の権利と市民の信託に基づく市議会、市長等の役割・責務を明らかにして、その内容をもって、どういう目的でこの条例をつくるのかというのを「もって」でお示しをさせていただいているところです。この中でご議論

いただければと思います。

第2条、3ページのところに行かせていただきます。ごめんなさい、4ページのところで小委員会での議論というところが波線括弧の四角の部分我真ん中にあるかと思ひます。市の定義について、地方公共団体としての市とするか、市議会及び市長等とするか整理する必要があるという意見がございました。

これにつきましては、全体を通してみてどういふ使い方をしていふのかというのもございませぬので、そちらのほうも見ながら整理をしていこうということでございませぬ。

まちづくりの定義につきましては、2号委員のほうから、市民自治を確立し、持続可能で暮らしやすい三田のまちを指す、営みを目指す仕組みとすればよいのではないかというご意見をいただいております。それを書く場所でございますけれども、まちづくりは定義というのを前文で書けばいいのではないかというふうなご意見もいただいたところでございませぬ。

また、まちづくりとか、市政という定義がございましたが、そちらのほうはなくてもいいんじゃないかということでご意見がありました。それに基づきまして、まちづくりと市政の定義については削除をさせていただく。まちづくりの内容について、目的規定に盛り込むことということで修正をいたしておるところでございます。

1ページに、済みませぬ、また戻っていただきますが、先ほどの目的の中で位置づければいいのではないかということでございませぬが、目的の1ページの四角囲みの下のほうで、持続可能で暮らしやすいまちの実現、こういったニュアンスのところではまちづくりというのはいふことだといふことを目的の中で規定してはどうかといふことで、いふ文言を入れさせていふているという状況でございます。

また、前段の地方公共団体の市とするか、市議会及び市長等とするかにつきましては、3ページの解説(3)のところでございますが、市長等を合わせて市と定義しますとするか、もしくは地方自治体としての三田市を市と定義します、このどちらかといふことがあると思ひます。こちらのほうも先ほども申し上げたように、全体を通しての用語の使い方を踏まえながら考えていふたいというふうに思ひます。

5ページのほうの最高規範性のところでございます。同じく波線括弧囲みの第9回小委員会での議論のところでございますが、最高規範については、策定委員会のほうで議論しようといふことになったかと思ひます。見出しにつきましては、最高規範性というのではなくて、この条例の位置づけとすればよいのではないかという意見がございました。これに基づきまして、5ページ一番上の四角囲みのところに括弧、最高規範性もしくはこの条例の位置づけという形で見出しをすればいいというふうなことで修正をさせていただいておるところでございます。

続きまして、7ページからまちづくりの基本原則のところでございます。こちらの議論につきましては、9ページに同じく波線四角囲みのところで書いていふところでございますが、これも、2号委員のほうから、まちづくりの原則における補完の原則については、まちづくりは市民が主体的に行い、市民ができないことは市に対処させることとすればいいのではないかというご意見がありました。また、市民参加の原則におけるまちづくりの主体者との整理をこの補完の原則の中ではする必要があるのではないかといふこともございました。いふことにつきまして、内容について検討することになったといふことでございませぬ。

それに基づきまして、補完の原則の内容及び解説を修正し、それに伴い、また後で申し上げます市民参加の原則と協働の原則の解説を修正したといふところでございませぬ。

7ページに戻っていただきまして、補完の原則でございますが、補完性を入れるかどうかということもございましたので、括弧で今のところ括弧補完性の原則と入れております。内容につきましては、市民にしかできないことは市民が行い、市民一人で解決できないことは、地域が、地域で解決できないことは市が行う、より身近なところで問題解決に取り組むことを補完の原則という形でとらえているところでございます。

8ページのところも下線を引いているところでございますが、補完の原則の解説といたしまして、多種多様な市民ニーズを満たすためには、市民1人の活動、市民活動に取り組む団体等々、まちづくりを担うあらゆる主体が役割分担しつつ、お互いに連携していく必要がある。市民主体のまちづくりを進めるためには、地域の課題をより身近なところで、より身近な主体が問題解決に取り組むことが重要、このことから市民一人一人でできることは、個人、個人で対応できないことは地域で、地域で対応できない課題等について市が取り組むという形で役割分担することを補完性の原則として規定をすると。

前回までお示しをしておりました補完性の原則につきましては、行政と市民の関係のみしか記述をされておらなかったわけですが、こちらのほうでは、市民お一人お一人から、地域、そして市という形での広がりの中で補完の原則ということをとらえているということでございます。

また、まちづくりの主体者ということの文言の整理でございますが、市民参加のところで、解説を書いております。この原則は、市民がまちづくりの主体者であり、まちのあり方を最終的に決定する主体であることを確認する原則である。市民はまちづくりの主体者として自らまちづくりに主体的に参加し、かかわっていく権利があることと同時に、市民の負託を受けた市が行うまちづくりは市民の意思に従って行われるよう、関心を持って参加し、かかわっていく権利があることをここでは規定しておるということでございます。

あわせまして、協働につきましても、何行か解説を書いてございます。市民主体のまちづくりを効果的に進めるため、市民個人や市民活動に取り組む団体、地域コミュニティ、市など、まちづくりにかかわるあらゆる主体がまちづくりの目標を共有し、それぞれの役割を果たすとともに、対等な立場で相互の信頼に基づき力を合わせて連携・協力を行うことを協働の原則と規定します。という形で、前回のご議論を受けまして、以上の内容の文言であるとか、解説の改めをさせていただいたというところでございます。以上です。

委員長

ちょっとだけ補足をすると、1ページの目的のところですが、まちづくり憲章に何らかの形で言及をしてはどうかというご意見があつて、何らかの形で盛り込めないか、あれこれ考えてみたんですが、どうももうひとつおさまりがうまくいかないので、とりあえずこういうことにしてありますが、これはご意見をいただきたいところだと。さらに、前文で言及するとしても、どういう形で言及するのか、前文をつくってみないとということもあるので、そういう意味で、まだちょっと粗削りのものだというところでご意見をいただければと思います。

まちづくりの基本原則のところ、補完性の原則、市民参加の原則、協働の原則あたりは、前回のご議論いただいて、修正はしたわけですが、ここ、これでいいかということについては、ご意見をいただいて、なお修正が必要であれば、修正はしていくということになるかと思えます。とりあえず、前回の宿題というところについては、以上かなと思えますが、いかがでしょうか。

2号委員

まちづくりの基本原則として私たちが何を基本原則として取り上げたかということが重要

だと私は考えております。私たちが何をとり上げたか。それは情報共有という原則、補完性の原則、市民参加の原則、協働の原則、評価の原則という五つを取り上げたということです。

そして、情報の共有、補完性、市民参加、協働、評価という、それぞれを個々に取り上げて文章化する場合、三田特有の、三田であるからこう書くんだ、三田であるからこういう表現をするんだというふうなことが私は必要ないと思います。これはやっぱり北海道から沖縄まで、日本国じゅう、どこの自治体もこういった原則を取り上げるときは、こういう考え方でという、一つの形がなければまずいと、私は考えます。

だから、いろいろ議論して集約しましたが、最後の整理は、そういう観点に立って整理をしていただきたいという要望をしておきます。それはだれがするのか、もちろん市が事務局としてそういう恥ずかしくない、どこの人にも通用する、なるほどというものをやっぱりここに書き上げる、そういう必要があるというふうに思います。

委員長 もちろん普遍的というか、一般的な原則というのはおっしゃるとおりだと思うんです。同時に、やはり三田のまちづくり基本条例なので、三田の市民の人が読んで、なるほどなというか、ああ、こういう趣旨やなというのがわかるような表現を少しこれからやすりかけていかなきゃとは思っています。ただ、考え方というか、原則ですから、こういう内容でいいんだなというところについては、ここはちょっと違うとか、これでは趣旨が反映していないとかいうのがあれば、委員の皆さんから出していただければ思っているということです。

前回のよう、補完性の原則というのは、こういう書き方では誤解を招くというのであれば、直していくけどということです。ちょっと違う？

2号委員 ちょっと自信がないんですね、ここで。補完の原則はこうですよ書き上げたときに、北海道のほうで書こうと、関西で書こうと、九州で書こうと、これはやはり補完性の原則というのは1本筋がきちっと通ってなければいけない、そういうものさえ通っておれば、あとは申し上げるように、三田の市民の皆さんにわかりやすく、解釈することはいいと思うんです。そういうものは、事務局が最後整理するとききちっとやって、僕はしていただきたいなというふうに思います。

ただ、気になるのは、事務局から出てくる原案が、至るところに役割分担という言葉が使われているということは気になります。役割分担、もちろん大事です。しかし、補完性の原則のところ役割分担という言葉を持ってきますとね、ちょっと、難しいし、無理があると思う。市民と市長、行政と議会議員、この3者でしょう、これを役割分担というときにはね、補完性の原則は市民ができることは市民が、とことん可能なところまでやれと、そこで難しければ、次は地域がそれを、さらにできなければ市が、さらにできなければ上、とそういう形、それを果たして役割分担と言うのかというと、私はそうでないというふうに考えます。役割分担というのは、もっと別の定義があるというふうに思うんですね。だから、役割分担というのは極めて大切です。大事な中身です。補完性の原則のところそれを当てはめていくというのは、ちょっと無理があると私は思っておりますが、それをひとつ整理をしていただければありがたいと思います。

それともう一つ、ここに直接出てきておりませんが、総合計画のところ補完という言葉が使われています。というのは、私の記憶に間違いがなければ、総合計画は、補完に位置づけますよと、何かそういうふうな言葉があったような記憶があります。総合計画は補完の中に位置づけますか、補完として位置づけますか、たしかありましたね。この場合も、総合計画を補完

として位置づけるというのは一体どういう意味、そういうふうに補完という言葉が、非常に難しい、使い方がね、きちっと定義しておかなければ。総合計画が補完に位置づけるということは、少し言い過ぎではないかというふうに考えます。

委員長 ちょっと飛びますけど、第3章のところ、ちょっと説明を、いずれにしても今の補完性の原則のところと第3章の補完、この補完というタイトルもこれでええんかという話が当然あるんやけど。

2号委員 私の言ったこと、13ページにありますね。

委員長 そこはまた、修正が、前回の指摘を受けて修正をしていますから、ちょっと説明を。

事務局 そしたら、それでは一通りご説明をさせていただきます。

13ページの上のほうに波線の四角囲いがありますが、先ほどもお話しありました補完の原則の内容を再度検討することになったということですので、この第3章の説明についても、修正をいたしておるところでございます。

内容につきましては、より身近なところの問題解決に取り組む、先ほど来ありましたが、補完性の原則から、地域コミュニティがとても大切になる。そのため、ここでは地域コミュニティに関する規定を設けようということが一つ、また、総合計画については、市民、市議会、市長等が共有するまちづくりの目標を定めて、三者の役割分担を具体的に明示するものというものであって、補完性の原則に基づいて策定されるべきものであるため、補完に位置づけて規定しますということで、先ほど2号委員の言われた総合計画については、こういう説明をさせていただいているところでございます。

地域コミュニティの部分も、それに伴いまして、以前、補完のまちづくりという規定があったんですが、これのもとの説明にもありますように、地域コミュニティというところを前に出してくるということを見せていただいています。内容につきましては、ここはほとんど内容的には変わってません。1つ目、市民、市議会及び市長等は地域コミュニティのまちづくりの基礎を担うものであることを認識し、守り育てるように進めることということと、それから策定委員会でも少しご議論があったと思いますが、地域コミュニティに参加することによって、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会が実現できるんじゃないかというようなこと、従前は、市民参加のところに強制されるものではない、ただしというような形で書かれていた部分について、地域コミュニティのところに入れたほうが、よりその趣旨に沿うのではないかとということで、その内容について規定をしているところでございます。

説明につきましても、少し修正をしているところでございますが、13ページの下のほう、市民一人一人が自治会をはじめさまざまな団体による地域コミュニティの活動に主体的にかかわっていくことが重要です。そこで市民が主体的に地域コミュニティの活動に参加することを通じて、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現することを、ここの地域コミュニティのところ規定しているというところです。

14ページのほうに行きますが、新しい地域コミュニティのあり方については、いろいろご議論はいただいているところでございますので、そのことについて、策定委員会がここで言及をしているところでございます。地域コミュニティのもつ重要性に鑑みて、策定委員会においては新しい地域自治組織も含めて、三田市のこれからの地域コミュニティのあり方をめぐって議論が交わされた、ただ、結論をまとめることができなかつた。新しい組織の可否を含めて、本市のこれからの地域コミュニティのあり方等について慎重に検討して、この条例の見直し時に

反映させることを市長及び議長に求めますという形で、次の見直しの際には、そういった議論を踏まえた地域コミュニティのあり方等について、このところに見直しの際に盛り込んでいくということも市長及び議長に求めていこうということで改めさせていただいております。

次、総合計画のほうに行かせていただいて、16ページでございます。

総合計画の位置づけについては、少し文言修正、下線を引いているところをしております。市民、市議会及び市長等のまちづくりを担う多様な主体が共有するまちづくりの目標として、総合計画を定めるということ、それで解説についても書いてございますが、この条例で、その根拠、総合計画についての法的根拠や性格等を規定するというところでございます。地域コミュニティ、市議会、市行政など、まちづくりにかかわるさまざまな主体がまちづくりの目標を共有することが情報共有を前提にしている。よってこの条例においては、総合計画をまちづくりを担う多様な主体が共有するまちづくりの目標と役割分担を明示するものであることを定め、そしてそれぞれの役割分担を明らかにしていくに当たって、より身近な主体がより身近なところで解決していくべきという補完の原則、補完性の原則というものがございまして、そういった補完性の原則にのっとり規定、検討されるべきだと規定します。そのため、補完の章に位置づけますということで解説のところ、先ほど2号委員が言われたことについては、書かせていただいているところでございます。

その他、文言の修正、前回のところでちょっとご説明をしておりますので、それもあわせてさせていただきたいとは思いますが、その分もさせてもらっていいですか。

委員長

もういいです。

16ページのところの解説にあるように、私ももうひとつイメージがわくようでわからない、もうひとつ漠としてるところはあるんですが、総合計画がまちづくりにかかわる多様な主体が共有するまちづくりの目標を定める計画だと。同時に、まちづくりにかかわる主体の間でどういうふうに役割を分担しながら担っていくかということ具体的に定めるというのが総合計画だという、そういう性格づけをずっとしてきているわけです。それがいいかというのが2号委員が多分ひっかかっているところだろうと思うし、そういう役割、それぞれがどういう役割を担っていくかというのを具体化していくに当たって、補完性の原則で担う役割を考えていかなきゃいけないよねという構成になってるから補完なんだ、補完のところに位置づけられているんだという話なんだけど、わかったようで、よくわからんなというのは、私もそうなんです。ここはひとつ、ハードルなんだわ、課題のところではあるんだわ。わかったようで、よくわからんのだわ、これ。

だから、2号委員がおっしゃるように、補完性のところと、補完性の原理というのと、本当に役割分担というのが絡む、つながるのか何か、何か別な話なのか、まさにそこなんです。そこは核心を突いた指摘ではあるんだわ。

5号委員さんのほうから何か補足ありますか。

5号委員

補足といいますか、基本的には、やはりまちづくりの具体的にやっぱり今先生言われたように、あるいはここに書いてありますように、補完の原則で、中身が、そうしたら具体的には何だといったら、それはやっぱり、何をどうする、どういう区分けのもとで今、これからのまちづくりを補完の中で整理を我々がやって、まちづくりをしていくんかということになったら、そのことの整理手段としては、総合計画の中で、それぞれが補完の原則に基づく役割分担を明記することが一番、如実にあらわれとるまちづくりの目標なんですね。そのことを置いてはな

い、それ以外に求めるものというのは、全体に計画で示されるものというのではないわけですね。

それがなかったら、補完ということ自体が何を意味を持って、何をどうするかというのは、市民にもわからないし、共有するすべがないわけですね。それぞれの役割にしても。

3号委員 やっぱり釈然とせん。

委員長 わかったようで、ようわからんやろ。だから、何か、補完性の、あるいは補完性の原則の話
を役割分担の話に持っていつているから、それが、そのつながりがね、わかるようで、わか
ると言えばわかるんやけど、わからんと言えば、ちょっとなという、そこやろうと思うんやけ
どな。

2号委員 5号委員のおっしゃったことは、それは一つの形として理解できます。私がちょっと理屈を
言うようですが、情報共有の原則、あるいは補完の原則、市民の参加の原則、協働の原則があ
り、評価の原則という、この五つの原則を立てましたね、総合計画というものを見るときに、
補完という意味合いだけではなく、情報共有というものもなければ、総合計画でみんなで一
緒にやれせんわね。情報共有の原則というものがやっぱりその中で確立していなかったら、情
報を行政だけが持つておって、ほかの者がわからなければ、これはそこで話し合いとか意見交
換ということは成り立ちません。また、市民参加の原則という、市民が広くそれに参加して、
意見を述べるという、その原則でも、総合計画をつくり上げ、具体化していくときの大黒柱に、
これも原則にないと成り立ちせんわね。協働の原則も、これもなかったら、絵にかいたもち
になってしまうでしょう。評価の原則も、つくりっ放しではいかんわけです、検証して、そ
して評価をして、改めるべきところは改めていくということできなければ、総合計画がやはり生
きたものにならないということで、どれかを原則の中に総合計画を入れ込もうとすることのほ
うが、私は無理があるんじゃないか、総合計画にはこの五つの原則がみんな生き生きと生きて
いなければ、総合計画はまさに絵にかいたもちになるという関係にあるというふうに考えるん
ですね。それを補完として位置づけますと、こう書くから、やっぱりそこに何か非常に難しい
ことが起こってくるんじゃないんですかね。

5号委員 今言われた話は当然、この中でも条文化されて出てきておるわけですけども、それはそれぞ
れをまちづくりをする上での基本的な進める姿としては、当然そうなんですけども、その前段
になるのが、やっぱり基本的なまち、その前段になるまちづくりを進める、その流れとして、
それは全体としては、市民参画から評価まで、一連のマネジメントサイクルの中で流れるん
ですけども、それをそうしたら、流れるそのもとになる形としては、市民主体のまちづくりの大
原則のもとで、それを全部が市民主体といってもできない、それを補完する形をもっていかな
いと当然無理だという形の、その仕組みというのはこの中でうたわれとる話。そしたら何をど
う補完していくんやということを明らかにしてあげないと、基本条例の中身がないということ
になるわけですね。

委員長 恐らく、みんなちょっと違和感があるのは、総合計画、前に説明してもらって、今やっ
ているのはこんなですという説明をしていただいたときに、現行もそうなんだけど、例えば、市
がこういうことをやります、市民はこういうことをやりますみたいな役割分担を書いてある、
それはそれでいいんだけど、それが補完の結果なんだと言われるとね、ちょっと違うん違うか
という部分、だから総合計画で目標、まちづくりの目標と役割分担を明らかにしていきますと
いうのはわかるけど、それが補完だと言われると、何か役割分担と、それが補完の原則から出
てくる役割分担だと言われると、何かちょっと違うん違うかという、そこら辺の違和感やと思

うんやけどね、多分。

2号委員 まちづくり基本条例の中に総合計画だけが入ってますわね、いろんな三田市が市民の幸せを守るために、生命・財産というものをまもるために、いろんな取り組みをなさっておられると思うんです、総合計画だけで進むわけやない。だから、私たち市民案は、総合計画等というふうに、そのほかにも市民の暮らしと直結した、こういうふうにたくさんものを行政として取り組んでおられると、そういうもの全体を含めて考えていかなければならないんじゃないかといって、市民のレベルで考えられるいろんなものをあそこに列挙して書き込みました。もっとあるのかもしれない。だから、言ってみれば、そういうふうに行行政が市民の命と暮らしを守るために、そういう市民自治をつくり上げていくためにやっておられるさまざまな取り組みの総体として、総合計画というものさえ出しておけばいいのかという、ちょっとそこに、総合計画って果たしてそういうものになっているのか、なぜならあんまり総合計画を勉強したことがありませんので、よくわからんのですよね。

いろんな施策があるのに総合計画だけがここへ来てるでしょう。

5号委員 そうですね、いろんな施策は、やっぱり基本的には、ピラミッドに、ご承知のように、総合計画を一番頭にすれば、個別計画もあれば、その下に実施計画もずっとぶら下がってくるわけですね。基本的にはね。

2号委員 また別のピラミッドもあるん違うんですか、アルプスみたいに、ずっところ。皆、総合計画のもとにこうやってるんですか、そうじゃないでしょう。

5号委員 基本は総合計画のもとでなってますね。そのための総合計画です。ですから、当然その計画の中では、市民主体でできないものは、市としてやるべきこと、負託を受けてやらなければいけないこと、それぞれの同じ施策の中に、そういう役割を明記をしながら、全体のまちづくりを進めましょうという、今までの計画はどちらかといえば行政主体で、今の計画含めてですね、総合計画は、あくまで行政主体側から見た計画づくりをそれぞれに役割を求めていくような計画だったんですけども、それぞれの市民の主体の部分で、行政ができない部分は行政運営としてこういうことをやりましょうという形に持っていくという。イメージとしてはそんな構成立てでやっていっとるんですけどね。

委員長 ただね、補完の原則というのは、だから補完性の考え方というのが、総合計画で決められた役割分担をそれぞれが果たしますというのが、これが補完性なんやろうか。

だからね、補完性の原則というのをうたいながら、まちづくりの基本原則ですといいながら、実際にはそれこそ総合計画に盛り込まれた役割分担をそれぞれやっていきましょうというだけですよ。

5号委員 それは結果として、そのことを置きかえた形というようなイメージになってますね。

委員長 だから、それだったら、補完性というのは、まちづくりの基本原則に挙げる意味というのは本当はあんまりないんだよね。2号委員さんが最初に言われた、補完性の原則と、役割分担というのは、ちょっとつながらんの違うかというのは、案外ポイントかなと私は思って聞いてたんやけどな。ここはね、もうちょっと、考えなあかんとは思うな。

あるいは補完性の原則というのは、こういう総計で決まる役割分担ではなくて、もうちょっと、それこそいろんな場面で市民が自分たちがどこまでできるかな、あるいは自分たちでなきゃできないわな、だからここまでやりましょうか、でもこういうところは市に頑張ってもらわないかんわなとかという、そういう、いろんなまちづくりの取り組みの中で、まずは市民がで

きること、あるいは市民でないといけないことというのを、市民が取り組んでという、そういう考え方もかもしれないし、あるいはその考え方のほうがいいのかもしれないし、そうすると、何か総計で、これはあなたの役割や、これやれよと言われるのは、何か補完性の原則とは違うのかもしれないしな。

2号委員 総合計画いうたら何ですか、先ほどの役割分担というか、そういうことを決めていくのが総合計画ですか。そうじゃないんでしょう。手段の問題でしょう、何かを実現する。

5号委員 そうですね。今までのように行政主体で行政だけがやっと思ったんじゃあ、従前のようなまちづくりができないということで、やっぱりお互いに、市民主体のもとで、そしたらお互いに、できるところ、できないところをきっちり区分けをしながら、それぞれの政策ごとに役割を見ましよう。行政しかできないものについては行政としてのこういうことをやりましよう。基本はそういう流れになっとなすけどね。それも政策的にこういった分野でのそれぞれの役割、協働の役割を明記をしてると思うんですけどね。

2号委員 だから、当然総合計画なりいうものの、あれが変わってこなればいけないんですね。

5号委員 そうですね、あえてそういう形の計画に……。

2号委員 極端な表現すれば、今までは、市民の人たちは行政依存ということ、逆に言えば、今までは行政が市民のために何かをしてあげる、ところが、今度は時代が変わってきて、それでは本当の意味の市民自治は確立しないし、民主主義そのものから、やはり逸脱していくと、民主主義というのは、本来、市民が主体的にみずからやれることはみずからでやるという、その建前がなければいけないということで、何でもかんでも行政依存で、これやってくれ、あれやってくれ、これできへんのも行政が悪いんや、ああ、だれが悪いんやと、そういうことでなしに、まずみずからやれることをしっかりやったかどうかということの一つの行動というか、考え方というか、規範にしていく、そういうものが今まではっきり言って、日本の国の中の、全体の考えの流れの中にありませんでしたよね。

5号委員 そうですね。ましてや、市民自身が、市民も事業者も、行政も含めて、同じサイクルの中で、自分らの主体も含めて評価をしていくというような姿というのはなかなかないと思いますね。

2号委員 だから、新しいものをそこにつくっていきこうとしているんだというのがしっかりと出てこなければならぬ。市民の側も、それはそれで。だから、総合計画というのが、そういう手順のようなもの、市民自治とか、民主主義を具現化するとかいう、それは結果としてその手法を用いなければ、総合計画が絵にかいたもちになるという関係はあります。しかし、総合計画というと、本来、何かこういうものを実現していきこうという目標が、三田のまち、今、11万、例えば人口をこれ15万のまちにしようとするのか、あるいは11万は自動的に減っていくから、減った形の中で新しいまちはどうするのかという、まちづくり全体の姿というものを、そこで皆で確認して、そしてそこに向かって、みんなで進んでいきたいと思いますということになってくるわけで、そこに何というか、補完というものは、その中で実現すべき目標であるというようなことなら、無理が出てくるわね。

委員長 それは無理でしょう。むしろ総合計画によって実現しようという目標は、それこそ、まちづくり憲章に、示されているまち、だからこういうまちをつくりましようというのがあって、総合計画こそ、それこそそういうまちづくり憲章でまちを実現ましようというツールだからね。それはそうなんだけど。

だから、総合計画でまちづくりを担う、市民、地域、市といったものの担う役割を、それぞ

れ担う役割を考えるに当たって補完性の原則に基づいて、立脚してそれぞれの役割を考えていきましょうというのは、それはわかるんやけどね。だから補完なんだと言われると、何か座りがもうひとつやなというのはあるんやな。

2号委員 それは、僕は表現は変えたほうが無難やないかと思うんですね。補完に位置づけますというふうに、ぴしっとやると無理が生じると思いますね。補完との関連づけを何とかということはわかりますが、補完に位置づけると、こうやってしまえば、総合計画は、総合計画そのものが狭いものになってしまわないかと、逆に。

総合計画というものを勉強もしないで、中身も見ないで、こんなこと言ってちゃだめなんですけど。

委員長 それはちょっと考えましょう、ちょっと検討しましょう。

あと、もう一つ、地域コミュニティをこの補完のところに位置づけてあるわけですが、地域コミュニティについては、かなりいろいろご意見をいただいて、その上で14ページのような書き方になっているのですが。

4号委員 済みません、その前にちょっと、今のことなんですけども、基本原則、私はどうしても、以前も言ってたんですが、補完性の原則というのが、いま一步、私が自分の頭で理解ができてないんです。それで、基本原則といたら、やっぱり情報共有とか、参加とか、あと協働とか、ここで評価も言われていますよね、結果として。ひっくるめてそれが補完になるんじゃないのかなという、わからないのでね。それが、補完の原則というのも同じ中に入っていること自体、さっきの文言でもそうですけども、協働の原則とかぶるところがあったり、結局市民参加、先ほど言われた、市民参加といたって、協働といたって、結局、いま言われている補完というところを指してるんじゃないのかなと思うので、どうも補完の原則って、あくまでもそれらの説明文みたいな感じでしか、私はどうしても受け取れないんです。だから、この中に補完の原則が入っているということ自体、補完の原則って何なのかなというのがいま一步、それはずっと最初からなんですけれども、すっきりすとんと入ってこない、いまの三田の中で考えていけば。というのがどうしてもひっかかってくる。

2号委員 それは、わかりやすく言えば、地方分権が叫ばれている。というのは、日本国憲法では、主権者は国民だと、こう書いてあるけれども、政治の仕組みは上意下達、上で基本的には決めて下へおろしてくる、補助金をつけておろしてくる、という、地方自治自体ははしの上げ下げまで、それも国の意向を確認して確かめてやらなければならない。そしてまた、市自身もあんまり考えたり、知恵絞ったりしなくても、国へ行って、これどないしたらええねんと聞いてきたら、こうしなさいというて、青写真もいただけるし、また逆に青写真のとおりしなければ、補助金がもらわれないというふうな仕組みの中であって、まさにこれは上意下達の政治の仕組みであったと思うんですね、官僚支配とも言われました。だから、それはやっぱりまずいということで、地方の分権型社会へ移行していこうということが政治の舞台に出てきて、そして道州制というようなものはどうなんかとかという議論もそこへ出てくる、それで、あの政治の場で分権型社会をつくっていくということの流れの中で、地域主権という言葉が出てきた、三田市という、その三田市という行政のそこに主権があるんだと、国の言いなりになるんではないんだと、三田は三田で話し合い、市民が参加して物事を決めて、行動していきなさいと、そのためには、権限も財源も、三田市におろしていきましょう、おろしなさいと、おろしてくださいというふうな考え方はかなり進んだんだけど、なかなか具体的にそれが財源とか、権限とか

いう分野においてうまくいかない。しかし、考え方としては、そちらのほうに向かって今流れていることは変わらない、だからこそ、私たちはこの基本条例というようなものに、今取り組んでいるというのもそこにあると思うんですね。

そのときに、今、4号委員がおっしゃったけれども、少なくとも、20年ほど前には、この補完性の原則というふうなものが、いろいろとヨーロッパのほうではこういう言葉があったんではないかと、少なくとも日本の行政とか、政治とか、議会とかの分野で、この言葉をもって物事を表現したり、意見を言ったりするようなことはほとんどなかったけれども、今言ったように、分権型社会をつくらなければ日本はいけないということで、極端に言えば、国というものは、防衛と、それから外交と、通貨と、何か、国しかできないものをやったらいいで、そのほかはみんな地方自治体に移していけると、住民の暮らしにかかわるものは全部地方自治体の責任でやっていくべきであると、そのための財源も権限も地方自治体におろしていこうということへ出てきたのが補完性の原則だと、それを今言ったようなことを集約的にというか、具体的に表現したときに、そういう流れの中で補完性の原則というものが出てきたと、私たちはそう見ているんですね。

だから、地方分権と深くかかわり合いながら、その言葉が出てきた。そして、市民の自治、それから主権者は市民である、国民であるという、主権はだれにあるのかというふうな問題の議論の中で補完性の原理というものが出てきた。

4号委員　ただね、市民が、普通のですよ、生活している市民が補完性の原則と聞いて、一体、自分たちの生活の中で、それをどうとらえていったらいいのかなって、市民参加・参画の原則とかいうたら、ああ、こういうふうに入っていくんだとか、協働していこうと、みんなで力合わせてやっていこうと、コミュニティも大事だねとか、そういったようなことってわかるんだけど、それと同じような並びの中で、補完性の原則って言われても、何かしっくり、私はですよ、何がどうなのかという、今言われた地方分権とか、ヨーロッパのいろんなことと言われたけど、三田の今のまちの市民の方にとって、補完性の原則というのがどういうことを指すのかなというのが、私自身がいま一步、ちょっと理解できてないという話なんです。ほかの方は理解されているのかもわかりませんが。

委員長　参加とか協働とかぶるところがあるというのは、そのとおりになんだろうとは思いますが。ただ、その上で、補完性の原則というのは、だから、市民一人一人でない、それぞれでできないことというのは、まずそこでやりましょうやと、地域でできないことというのは、地域でやりましょうやという、要するに下から積み上げていこうという、そういう形で、要するに地域社会を自分たちで担っていこうという、そういう考え方なんだろうというふうには思っているんです、私は。

4号委員　それやったら、そういうような書き方でもいいんじゃないのかな。わかりやすく。市民の人たちが自分たちが力を合わせてやれることはみんなでやっていきましょうと、何か、だからそういうわかりやすい、どこかに、だれが読んでも、そこそそ子どもの権利とか何とかというの、議論されるわけだから。そういう書き方でやったら、ああ、なるほどと思えるようなところで、そういうふうを書くことのほうがわかりやすいんじゃないかなと、今、先生が言われるようなこととかね、それは大事やと思うんですよ。

3号委員　あれでしょう、7ページの補完性の原則、ここの表現されとすることで、今、委員長言われたようなことが、ここに書かれているんで、それと、こっちの総合計画との補完というふうな位

置づけるという意味合いとが、ずっとイコールなのか、ニアリイコールなのか、バツなのかという議論でしょう。

4号委員 あらゆるところに補完という言葉が出てくるから。

3号委員 ここで、自分ができるとは自分でやりましょうよ、地域でできることは地域でやりましょうよ、どうしてもできないことは、市でやってちょうだいよということになってきて、そして、総合計画で役割分担で個人でやれること、地域でやることを役割分担しましょうというたら、もうそこで役割分担として決まってしまうと、補完というのが何か意味が薄れてくる。

役割分担を明示しますと言われると、役割分担が明示されたら、実は地域でやれることがそこにあるかもしれへんということも考えられる。

委員長 だから、役割分担というふうにしてしまったら、もうそこで補完性の原理なくなってくるんですよ。あとは決まった役割分担やっていきましょうみたいな話になるから。

3号委員 何となくその辺が…。

委員長 何となくその辺がしっくりこんのやな。

4号委員 だから、第3次総合計画もそんな感じだったでしょう。それぞれの事業所、市民、それぞれの役割と分担と目標数値とみたいな。

5号委員 それは行政主体から見て、市民にこういうことを求めたいという形の役割分担、ある意味そうですね。

4号委員 で今までやってきたもんね、それでね。

3号委員 役割分担というたら、だれが何をするか、言葉を、そのことが四文字にひっかかる。

4号委員 今言われたような、もうちょっと含みがあって、やれることは何だろうかとみんなで考えて、力だそうって。

5号委員 ここで、解説のところに書いてますが、原則、より身近なところで、主体がより身近なところで解決していくことという、補完性の原則にのっとって検討されるべきことを規定しますということで、基本は、総合計画はそういった補完性の原則にのっとった形でそれぞれの役割を明らかにしていきましょうと、目標を定めましょうというスタンスの問題やと思うんですけどね。

総合計画は、これは補完、補完とか、そんな形でももちろん書いてあるわけではないわけなんですけども、あくまで、そういった原則のもとで、市民主体であるべきもの、結果的に行政しかできないものについてのそういう部分を明示しましょうと、やっぱり市民なり事業者がやるべきものと、それを補完性の原則にのっとって、行政が負託を受けてやらざるを得んものを明記しましょうと、それぞれの目標をお互いに、そういった役割分担のもとで確かめ合ひましょうと。

2号委員 5号委員がおっしゃっているようなことであれば、わかります。理解できます。補完の原則というものが今議論されている総合計画の中で、非常に重要な位置を占めるであろうということは今の話でピンとききました。というのは、今までは国が全部責任を持ってやると。だから、総合計画も国のああいふ行き方に対して、これについてきなさいよと、こういうふうにしなさいというふうに、明示する、しないにかかわらず、権益とか、財源とか、法律的とか、いろんなものによって地方自治体が縛られてましたね。だから、地方自治体独自のものをやろうとしてもできなかったという中での総合計画やと思うんです。国という器の中で。ところが今は、その国としても全部三田の面倒を見ることができないと、だから三田は三田独自でこういうの

をやりなさいと、そんなら財源と権限を与えてくださいという、こちらは立場に立つのに、国はなかなかそれを与えようとしな、そこに今ジレンマがあると、こういう実態だと思うんです。だから、三田市が総合計画は少なくとも第3次と違うところは、新しく自分たちの三田という行政、市民の力というか、議会の力というか、そういうようなものを総合的な力でもって、独自のものをそこにつくり出すという、そういう中身のものでなければいけないと、僕、時代の変化の中で、だからそういう意味で、それは補完と今おっしゃるように、地域の自治体として責任を持つべき分野というものを国の中から抜き出してやる、抜き出した三田市の中で、今度は市民も責任をもってやっていただきたいことはこれだといって、また三田市の中で補完のその形が生まれてくると、それがおっしゃるように確かに補完というものが新しい要素、そういう総合計画なんかを立てる場合の、そういう意味は私はわかります。

だから、そういうふうを考えて、国に逆らえとは言いませんけども、国の枠内で、国の顔色ばかり見せてつくるのではなくて、三田独自のものを、みずからの特色あるものをつくって、そして財源をどう確保するかという問題も、みずからの力でやる、あるいは国からは、それを力づくで取ってくるというようなこともやらなければね、大阪なんか今、そう意を反乱を起こしている例やないかと、私見とんですけどね。そういう意味では、わかりますよ、補完というのは。

しかし、位置づけてしまうにはちょっとね、補完との緊密な関係の中で、それは何か、表現を変えたほうがいいん違うんですかね。

委員長 16ページで書いてあるように、総合計画をつくっていくに当たって、補完性の原則というのが、物すごく重要な意味をもってくるんですよということについては、それなりに理解はできると。もちろん、補完性の原則だけでなくって、それ以外のまちづくりの基本原則もかかってくるけど、特に補完性の原則を常に意識しながら総計をつくっていかないかんよなという意味ならわかると。しかし、だからといって第3章補完に位置づけるというところにはちょっと抵抗があると、2号委員さんのおっしゃってるのは、そういうことやね。

2号委員 だから、市民案のほうは、どこかに位置づけないかんと、この総合計画というのは。だから、市民参加というところに、総合計画を持ってきたんですよ、市民案のほうは。市民参加というところの原則の中にそれを持ってきたんです、だから。

5号委員 ただ、それやったら従来のね、いわゆる行政運営に対する市民参加のような、やっぱり狭い従来型のイメージでとらえられやすいという思いがありますね。だから、もっと行政運営だけじゃないと、まちづくりはみんなで作る計画の中に、いろんな姿があって、行政に負託された計画だけではないだろうというのが今回のまちづくり基本条例の大きな流れなんで。

2号委員 委員長、ちょっと策定委員会のところで総合計画をこの中に盛り込むについて、どこがいいのか、総合計画をね……。

委員長 それはね……。

2号委員 補完がいいのか、市民参加がいいのか。

委員長 だから、あるいは、この第3章のタイトル自身も、補完というのね、何か……。

3号委員 もうちょっとその辺、わかりやすく……。

委員長 このタイトルを何とかせないかんと思うてんねんけどな。

総合計画のところに書かれている内容というよりは、その条例全体の中での置き場所ですよ、それをちょっと、もう少し検討したほうがいいん違うかということで、これは、とりあ

えず、ここで預かりにさせてもらえますか。第3章……。

2号委員 市民案の言っている協働と補完の原則と、まとめてそこに表現したという参考に。

委員長 それとも絡んでくる話なんです。だから、これまだ、そこまで手直しがいってないけど、要するに協働のところというの、これももうひとつ理解がしにくいところやから、ここと合わせるということも含めて、ちょっと考える。できるだけ、わかるような形にはしたいとは思いますが、もうひとつわかったようで、わからんと言われたら……。

4号委員 章立てで、補完って要るのかなと思うたり。その前に補完性の……。

委員長 だから、今ご指摘あったように、そもそも補完という章が要るのかどうかというところも含めて、全体の構成と絡む話なので。

ちょっとイレギュラーな形でしたので、とりあえず、第2章、第3章、第3章は今ざくっと説明していただきましたが、第2章、第3章、第4章のところ、説明を先にしていただけますか。

事務局 第2章のほうに行かせていただきます。10ページでございます。

10ページにつきましては、前回の小委員会の中では、特にというところでございますけれども、いろんなこれまでの議論、10ページの下の波線囲いのところでございますが、地域で平常時への見守りや災害時への対応を担っていくためには、市民間の情報共有というのはやっぱり必要だろうということで、そういった議論があったところでございます。

そこで、解説の中で、地域で情報共有を行うための市の支援のあり方について、市民と地域を含めた検討を市長と議長に求めるもの、これを追加してはどうかということで、下線を引いているところを追加しているところです。内容につきましては、平常時の見守りや災害時の手助けなどを地域で行っていくために、地域で情報を共有されていることが必要不可欠である。そのためには、市から地域への情報提供のあり方の検討、それと地域へ情報を共有しやすくするための市の支援が必要です。そこで、市民同士や地域で情報を共有する仕組みについて、市民と地域と市が一緒になって議論をし、条例の制定などによる制度構築について検討することを市長と議長に対して求める、そういった旨を求めることを解説文でつけさせていただいております。

11ページのほうでございますが、こちらのほうは、下線のところ、解説のほうを整理したということでございます。内容については、まちづくりに関する情報共有を図るための市長等の責務について規定します。市は情報共有を進めるために、市民からの請求に応じて情報公開するだけではなく、むしろ積極的にまちづくりに関する情報提供する必要がありますという形で追加をしているところでございます。

12ページのほうでございますが、こちらのほうも、議論があったところと、解説の文言を整理しているところでございます。前回と比べて変えていることにつきましては、下線を引いているところでございます。

また、市民がまちづくりを行うに当たっても、個人情報を取り扱うときは、適正な取り扱いに努めなければならないことを定める、これについては個人情報保護条例に規定を設けて明確化するなど、今後検討が必要ですよという形で書いてございます。

3章のところは先ほどご説明させていただいたので、4章のところへ行かせていただきます。

19ページです。先ほど補完のまちづくりのところ、従前あった補完のまちづくりという規定がございました。そちらのほうの規定をこちらのほうに移したところもございましてござ

確認をいただきたいと思います。

20ページの波線のところ、第9回小委員会からの議論、前回の議論の内容を書いてございます。先ほど来からお話がありましたように、補完の原則と市民参加の原則の内容を整理することとなった。市民参加の原則に基づく市民参加の権利と責務を明確にするため、市民参加のための環境整備から関連項目を移し、解説を追加・修正しました。大項目名は、市民参加の権利と責務からまちづくりへの市民参加に修正をしています。ということで、19ページのほうに戻っていただきますが、見出しのところ、四角囲みの中でまちづくりの市民参加として、3点目のところについて、従前は次の規定にあった、次条にあったんですが、市民はまちづくりへの参加に当たって、地域社会の一員として広い視野に立って、みずからの発言と行動に責任を持つように努めることということをも市民参加の権利として、この中で規定しております。

あと、19ページの一番下のポツのところがあるかと思いますが、補完のまちづくりのところ、市長等は市民が自主的・自立的に行うまちづくりを尊重しなければならないことについて書かれておりました。こちらの部分について、まちづくりの市民参加、自主性と自立性が尊重されなければならない、強制されるものではないということ、ということもありましたので、こちらのほうに含まれているということでございます。こちらのほうの解説についても、まちづくりの参加を強制するものではありません。しかし、他方で住民の地域活動への参加が減少し、地域コミュニティの希薄化などの課題が生じてきており、市民主体のまちづくりを推進していくために、市民がまちづくりに主体的、積極的に関わっていくことが強く求められます。地域コミュニティに関する規定のところ、市民が主体的に参加し、お互いに助け合い安心して暮らすことができる地域社会を実現することを盛り込んでいますということは先ほども触れさせていただいたところです。

あと、この規定の内容ですが、市民参加によってまちづくりを進めていくための市民の責務について定めています。まちづくりの参加が権利であっても、責任を持たなければならないことは言うまでもありません。一部の利益のみを強調し、他の利益に配慮しないことは、市民主体のまちづくりを進めるに当たって弊害になる、そこで市民の責務として、特定の利益等にこだわることなく、地域社会の一員として広い視野に立つこと、みずからの発言と行動に責任を持つことについてこちらのほうで規定しますとしております。

21ページのところでございますが、ここの波線のところを見ていただけますでしょうか。市民参加の原則に基づく、矢印のところですが、市長の責務を明確化するため、補完のまちづくりから関連項目を移して市民参加の環境整備とし、まちづくりへの市民参加に位置づけております。

こちら、先ほどの、補完のまちづくりのところ、従前にありました部分でございますが、自主的・自立的に行うまちづくりを尊重しなければならない。市民が行うまちづくりを支援するとともに、市民がまちづくりに参加しやすい仕組みを整備しなければならないという規定が前回の資料1の11ページのところにありますが、そういったところをこちらのほうで書いてございます。市長等は、市民が自主的・自立的に行うまちづくりを尊重するとともに、市民が主体的にまちづくりに取り組めるよう、市民がまちづくりを行うに当たっての支援やまちづくりに参加しやすい仕組みを整備しなければならないことを規定しています。

なお、この場合の仕組みや、支援や仕組みとして、市民が行うまちづくりの活動の情報提供やコーディネートといったきっかけづくりのほか、必要な財政援助などが考えられます。こち

らのほうは、先ほども補完の原則と、市民参加の原則の似てる部分というところがあったということにも対応しているという形になっているかと思います。

あとは、22ページ、23ページのところでございます。その他、波線のところで書いておりますけれども、波線括弧のところを見ていただきます。前回から加えているところは、その他のところで示しているところでございます。項目の内容を踏まえて、市民参加のための環境整備という項目名を市政への市民参加における市長等の責務に修正したこと。先ほど来議論がりましたが、総合計画で多様な主体が共有するまちづくりの目標であることから、市政等への市民参加としていましたが、市長が定めるものであることから、市政への市民参加に、「等」を取って修正しております。あと、解説の文言を整理したということでございます。

内容については、見ていただけたらというふうに思います。

あと、24ページ、25ページでございます。企画立案段階からの市民参加ですが、こちらのほうも前回からの変えた部分がございます。前は、総合計画、前回の資料を見ていただいたほうがいいかと思いますが、前回の資料の2をお持ちでしょうか、そちらを見ていただけたらうれしいのですが、よろしいでしょうか。

前回の資料2の7ページと8ページをあわせて見ていただきながら、ここを見ていただけたらいいんですが、前回の資料の2の7ページの四角囲みの二つ目のボツ、市長等は総合計画及び市の重要な計画を策定しようとするときは、策定された計画案を公表し、市民の意見を求めなければならないということでございます。その同じ資料の8ページのところを見ますと、同じく市民意見の聴取という形になってございます。こういったこともございまして、内容が重複する部分があるということございましたので、こちらのほうを包括的に盛り込んでいるということです。内容については、24ページの四角囲みの中を見ていただけますでしょうか。市長等は、総合計画、市の重要な計画や条例の案を策定しようとするときは、企画立案の早い段階から多種多様な手法で市民が参加できるようにしなければならない、この場合、市長等は、年齢、地域及び性別等に配慮して抽選で選んだ市民を加えるなどの工夫をする。このところが先ほど言ったところですが、市長等は総合計画及び市の重要な計画を策定しようとするときは、策定された計画案を公表し、広く市民の意見を求めなければならない。そして、市長等は市民意見を聴取するときは、さまざまな手段を用いることでより多くの市民から意見を聴取しなければならない等々、こういった形でまとめているというところがございます。

解説につきましても、合わせたことに基づく修正、修正といいますか、合わせて規定をしているところがございます。具体的には、一つ目のところは7ページの、前回の資料の2の7ページのところの解説のところとほぼ同じかなということでございます。二つ目のところが前回からのご意見もありましたパブリックコメントに加えて、会議形式での説明会、計画の縦覧、それから対話型集会、公聴会などについて市民意見を聴取しなければならないこと、について書いてございます。

それらに対する回答、それから広報の仕方、そしてこれらの市民意見聴取の手続、手法とか、具体的な手続等、必要な事項については、市民参加に関する条例において定める、ということ解説のほうで書いております。

あと26ページにつきましては、これは第3回の小委員会のところでもご議論いただいたところでございます。委員長案の中で、配慮するよう努めなければならないという規定があったのを配慮しなければならないという形で直すということで対応しているところ、それから第3

項についても、同じく、努めなければならないというものを、広報しなければならないという形で対応させていただいたところです。

あと、27ページの部分については、第3回小委員会のところで、公益的な観点というのはいかにくいんじゃないかと、市長の恣意性が入るんじゃないかということでございましたので、まちづくりについて提案すること、行うことができるという形で修正をしているところでございます。

あと、2項目めのところでございますが、従来、真摯にとあったところを公正かつ透明な手続で検討しなければならないという形で、同じく意見がありましたので、修正させていただいております。

あと、3項目めについても、公益に資するということになっていましたが、まちづくりに資するという形でさせていただきました。

それと、判断、妥当性等々につきましては、第三者機関による審議を経ることが必要じゃないかということでございましたので、解説のところで、その旨、あわせて解説をしています。これらに基づく、解説の修正等をこちらのほうでしているというところでございます。

最後、28ページのところでございます。市政への市民参加に関する条例のところでございますが、これもご意見がございましたので、市民参加に関する条例については、早くつくるよというを市長や議長に強く求めるということで解説文のほうを修正しているところでございます。

以上です。

委員長

事前に目を通してもらう余裕がなくて、ざっと説明聞いただけで、なかなか頭に入らないとか、特に、ここは変わったと言われても、全体がなかなかずっと頭に入らないところもあるから、丁寧なお目通しをいただいて、次回にということでない、多分、どこがどうなってんねんというところがありますが、それは、もう資料が間に合わなかったんだからしょうがないとして、ざっと今説明をいただいたところで、特に何か気になるところがあればご指摘いただくということにしましょうか、ちょっとこんな状態で、こんなざっと説明して、すぐわかれと言われてもちょっとつらいところがあるので、これは次回までじっくりお目通しいただくということでない、頭がついていかないと思うので、それは申しわけない。その上で、きょうはちょっと、特に気になったところだけご指摘なり、ご意見なり出していただければというぐらいにしておきましょうか。

3号委員

10ページの部分で、解説のアンダーラインが入っている部分なんですけども、これはどちらかという、個人情報の保護に関連して出た意見じゃなかったかなというふうに思ってるんですけども、情報ね、発信と共有にこれが入ってるのは、ちょっとおかしいん違うかなと思って、今聞いてたんですけども。

委員長

主たる議論が出たのは個人情報の取り扱いだった、それはおっしゃるとおりだろうと思うんです。その上で、しかし個人情報の話だけではないだろうと。というか、そもそも、どう地域で情報共有をしていくか、あるいは市のほうから地域への情報提供をしていくか、その中で個人情報の問題も含めて考えないとしたらしょうがないだろうという、そういうふうにとまとめたので、第2章の最初のところへ持ってきたという、そういう理解です。

こういう仕組みの、ここも本当はもうちょっと言葉を足して、こういう市民同士や地域で情報共有する仕組みについて、市民と地域と市が一緒になって議論し、制度構築について検討す

- る、その中で当然個人情報の取り扱いについても含めて検討するという事なんでしょう。
- 4号委員 でも、危機管理のところ……。
- 委員長 危機管理のところと整理をしないと……。
- 4号委員 前、その時に、多分危機管理は大事なんだけど、個人情報をどう扱うかというところの議論があった。
- 委員長 あちこち議論が飛んでるから、わからへんねんけど、ただここで出たのは災害時だけでないよねというのを、むしろ平時の見守り等も含めて、あるいは平時の対応からやっておかないと、災害時はとてもだめだよねということもあったので、これ全体通して、もう1回、危機管理のところと表現を合わさない……。
- 4号委員 これは見守りとか、地域の情報だけじゃなくて、いろいろ本当にそれ以外の市の情報とか、地域の情報というのをお互いに共有していきましょうということで、まちづくりのための情報共有というあたりの押さえ方の部分もあるので。ちょっと整理せないけませんね。
- 委員長 13ページから14ページのところは、こういうまとめでよろしいか。地域コミュニティのところ。14ページのところで、市のこれからの地域コミュニティのあり方について、ちゃんと検討してくれ、それを次の、この条例の見直しするとき、つまり5年後の見直しするときには何とかしてくれよという要望という形にしてあるんですが。
- もう一歩踏み込むかどうかというところ、ただ、決まりませんでしたというのはしょうがないから、とにかく検討だけをしてくれという要請は市のほうへしっかり出すという形で取りまとめをしてあるわけですが。
- 2号委員 この補完の第何条かに地域コミュニティが入るんですね。
- 委員長 そうです。
- 2号委員 それは、ここの13ページのところなんですか。15ページの委員長案……。
- 委員長 いや、13ページの囲みです。13ページのところで、地域コミュニティについて囲ってあるのが二つ、地域コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識して守り育てるように努力しましょうというのが一つです。
- 二つ目は、これはご意見があったところで、でも地域コミュニティの活動に、なかなか市民の皆さんが参加してくれないと、だから主体的に参加してほしいなというぐらいは書こうと。
- 2号委員 そのとき、さっきの補完という言葉が極めてわかりづらいという話、地域コミュニティという言葉も、皆さんお聞きになって、ぱっとうや、こんなもんやいうてイメージ浮かびますか。地域コミュニティって何ですか。
- 委員長 難しいな。
- 2号委員 これね、さっきの補完みたいなんですけども、地域コミュニティというのも、だれもぱっと見て、ああ、そうかとわかるような言葉であるように書かれてあるけど、私は地域コミュニティというのも、これも一体、何を地域コミュニティというのか、どういう条件が整っておれば、それは地域コミュニティというのか、今、果たして地域コミュニティと言われるものがあるのかなのか、あるとすれば、どういうものが地域コミュニティというのか。そういうことになってくる言葉だと思いますね、これも。
- それから、コミュニティというときにね、地域性という一つの基礎を持ったコミュニティと、趣味とかね、物の考え方とかいったことで横断的に、NPOのような形です、それも一つの大きく三田市から言えば、コミュニティですわね。縦の、こういう形で存在するコミュニティ

と、横へ、趣味とか、東日本大地震の、ああいう被害者を守りましょうなんていうコミュニティ、原発は反対ですいう、いや、賛成ですという、そういうことも含めて、広く三田市の中である組織ができたとします、それもコミュニティでしょう。

だけど、そういうコミュニティがどこにどういうふうにあるのかというふうな問題を三田市自身が、こういうコミュニティが現に存在しますよと言って紹介し、それに参加の方法をみんなにアピールしていく、それでコミュニティはコミュニティ同士で連携をとってくる、しかし、残念ながら私たちが目に入るのは、マスコミ、新聞によって、ああ、三田にもこういう組織が、助け合い組織というんか、趣味のグループ、あるいはまたお互いの文化的な意味の集いのようなものがあるんだなということは、知る程度で、そういう問題についての情報発信、だれが責任を持つのかというところが極めて大事だろうと思うんですね。だから、地域コミュニティというものを明確にしておかなければ。

5号委員 その下の、またから下に、その意味合いも含めて、地域コミュニティの活動という表現をしておるんです。下の解説の。

2号委員 市民一人一人が……。

5号委員 自治会初めさまざまな団体による地域コミュニティの……。

2号委員 団体の地域コミュニティ……。

5号委員 団体を含むということですね。例えば、自治会だけじゃなくて、いろんな婦人会があったり、あるいはテーマ型が、一つの地域コミュニティの荷を担っていく場合もあるかもわかりませんわね。難しいですね。自治会だけには限定されるもんじゃない。

2号委員 全く行政とかかわらない、自主自立、独立して行動している、そういうものを地域コミュニティというのかという問題やね。

5号委員 そうですね。ですから、恐らく地域自治組織ができたときにも、そういった地縁型であろうが、テーマ型であろうが、いろんな形でのコミュニティの大きなもとになる部分が、確かに限定しては書けないですけども、そういった団体も含んでの。

2号委員 この解説に書いてあることの、また以下は非常に大事なことですわね、この4行。

委員長 地域コミュニティというのは、余り使いたくはないんだけど、単に地域と書くのもな。

ここで言っているのは、自治会とか、あるいは連合自治会とか、何とか協議会とかみたいな、そういう組織とか団体ではないんですよ。地域コミュニティということでは。

2号委員 日本語で書いたらどうなるんですか。

委員長 それが書けないから、こうやって苦労しているんです。

2号委員 日本語で書けないものをこないして書くと、さっきの補完じゃないけど、余計難解な問題になってしまう。

委員長 それはそうなんだけど、ただ、日本語にならんから。

本当は、じゃあそういう地域コミュニティを担う組織、こういう組織というのをちゃんと出せれば一番いいんだけどね。

2号委員 委員長もおっしゃった、地域コミュニティを担う団体と、こうおっしゃったんですが、地域コミュニティを担うというと、地域の地域コミュニティとは……。

委員長 地域社会と言ってもいい。

2号委員 地域社会でしょう、そうなってくるでしょう。社会というか、共同体やね。

委員長 といって、地域社会と書くと何かまた誤解をちょっと招きそうな気もしたし、地域共同体と

書くと、共同体なんかあるんかと言われそうやし。何か、だから、本当はこういうふうな地域社会というものを担っていく団体とか組織というのを書きたかったんやけど、そこまで話がまとまってないので、何か物すごく中途半端なところなんです、これは。

2号委員 市民案は、ずばりと、地域自治協議会というものをつくっていくというのを、特に道筋に置きましょうと、こう決定したんですよね。今の地方自治法では、地域協議会ですか、協議会、地域協議組織というんですか、自治が入ってないんでしょう、今ね。あるでしょう、地方自治法の中にも。

ちょっと、また整理をしていただいたらどうですか、このコミュニティ問題は。

事務局 地域自治区に地域協議会を置くですね。

2号委員 地域協議会を置くでしょう。

委員長 地域自治区に地域協議会を置く。だから、そこまでの議論が、もうこれ以上議論しても平行線やなと思って、私は14ページのような形で逃げて、逃げてるといえるのか、問題を先送りしたいわけで。

2号委員 だから、ここの市民、市議会及び市長等は地域コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識し、守り育てるよう努めることと、こう書いてあるわけで、だから、地域コミュニティ、守り育てる対象、まちづくりの基礎を担うものであることを認識し得るようなものというのは、地域コミュニティ、何を言うのかということに……。

委員長 だから、物すごくそこはごまかして。

2号委員 しかし、これ条例になるんでしょう、条例に。自治会は、地域コミュニティと呼ぶこともあるんですか。

3号委員 いや、我々は地縁団体。

委員長 地域団体とか、地縁団体とか言うよね。

3号委員 自治区、自治会はね、エリアが決まっている、自分たちのエリアを決めて、特に構成とか、いろんなものを自分たちで決めてますから、それは地域にある程度あるので地縁団体。

2号委員 そうですね。

5号委員 婦人会や老人会もそうですね。

3号委員 ほとんどが地縁団体。テーマ型ということになると、そこからちょっと別に有志が集まって、こういうことをやりましょうよというふうな、そんなグループはまたそれはそれでありませうかね。

2号委員 地縁団体というのは、自治会というようなものとして、それぞれが自立して、それぞれ内部で自主的に自分たちで守ると決めてますよね。

3号委員 そうですね。

2号委員 例えば、区費というのをとるのも、自分たちで。私ら、三田市に対して、隣保費を払い、区費を払い、市民税を払いという、県には県民税を払いということになってるようになるように、こう思うんですよね。だから、それだって、区というところは自主的に総会を開いて決めるんですからね。そういう仕組みを持つとるのを地域コミュニティというふうに最終的には何かね、ただ単に集まっているだけではなく、そこには会長がいて、執行部があつて、総会があつて、委員会があつて、そしてそこで議論されて、そして物事が決まって、その構成している者が、その決めたことに従っていくと、そして役員も何らかの形で民主的に選ばれるという仕組みを持っているというようなところね。

- 3号委員　そこでひっかかるのが、民主的にというのがね、現実にとりだけ民主的に選ばれているかという現実がね、多分、十分ご理解いただけない部分やと思うんですよ。例えば区長なり、自治会長がどれほど民主的に選ばれている、自治区、自治会、182のうちにね、あるか、ないかという、その現実をね……。
- 2号委員　それは僕はいいと思うんですよ、今みたいに、民主的にという場合に、いろんな手法があるわけで、私たちは、どこも候補者があって、役員の中でだれと、決めていってるから、選挙で別に選んでるわけではないけれども、最後は総会で承認しているからね、民主的だというふうには私は思ってるんだけど。
- 3号委員　そういうことであれば、多分182の自治区・自治会は全部民主的に代表は選ばれてますよ。そういう意味からいえば。
- 2号委員　形の上は……。
- 3号委員　言葉で言われると、そこに若干の違和感を現実的には覚えると。
- 委員長　ただ、自治会、自治区が、それだけでじゃあ、その地域を担っているかということ、そんなことはなくて、婦人会もあれば……。
- 3号委員　それは、その地域を構成するすべての人が担っているわけであって。
- 委員長　担ってるわけや。だから、自治会だけが担っているというわけでもないんですよ。だから、そういう意味では、団体のネットワークみたいなものによって地域コミュニティが担われているのかもしれないし。
- 3号委員　それは、どちらかというところ、どこの、例えば、あかしあ台だって、どこだったって、恐らくは、大きくは違わない、ただ、今話に出るような婦人会があるところ、ないところ、こういう団体があるところ、ないところ、いろんなものがあるけども、最終的には地縁としてのまとまりの中で動いているということだと思いますけどね。
- 4号委員　ここだと、地縁だけじゃないでしょうという形でしょう。だから、テーマ型であっても、地域の中のテーマ型もあれば、地域飛び越えて、三田市の中で一つの大きなテーマを持って活動している団体もあるわけですから。地縁とか、地域だけが、それを……。
- 3号委員　それにこだわってしまうと、またまずい。
- 4号委員　という部分もありますよね。
- 委員長　そうなんですけどね、要するにここで……。
- 3号委員　だから、ぼやっとしてる部分がいい場合もあって。
- 4号委員　これぼやっとしてるからええん違う。
- 委員長　とりあえず、地域について、地域社会、補完性の原則を言いながら、地域社会について何も無いというのどうかな。要するに、地域社会どうしていくのや、あるいは地域自治、どうしていくんやという話は、やっぱり避けて通れないでしょうと思ったんです。本当は、だから、地域の自治を担う団体というか、組織というのはこういうもので、こういうものを目指していくんですというのを書きたいんやけど、本当は。書きたいんやけど、話がまとまらない。
- 5号委員　確かに、先生、前から言われたとおり、むしろ補完のほうが仕組みとしてきっちり充実というんですか、PDCAも含めて、その辺の仕組みは整ったんですけども、やっぱり一番ネックになる、やっぱり地域の活性化という部分は、大きな地域自治の中でも、そういう仕組みをほんまは書き上げたいんですよ。書き上げるべきやと思うんですけども、この中でいろんな意見が出たんで、その辺の書きぶりを……。

3号委員 自治という言葉がね、そこでひっかかるというよりも、それを決めるということが自治に反する、規制する、自治というものと、規制するという枠組をつくることとの何か違和感を感じる部分もあるのはあるんです。

4号委員 枠組を決めることというのは、自治じゃないんじゃないのと。

3号委員 そうそう、自分のことを何で人から枠はめられるのという。何かもうひとつ釈然とせんもんがそこに一つあるんですよ。

2号委員 性格のところから見てみると、最も原始的で、自治というのか、そういうものが発生して、コミュニティみたいなものをつくつとるのがごみだと。ごみの置き場があってね、それにかかわる10世帯があるんなら、10世帯で、ごみのそこを清潔にするための当番を決めてね、順番にやっていく、だれからも言われたんでない、自分たちできれいにしようというてですね、そういうところがスタートになっていくべきですよ、すべてにおいてね。そして、ごみの置き場がなくて、網だけをぱっとかぶせとったら、カラスが出てきて、今は散乱して大変だから、きちっとしたコンクリートのこういう囲いをつくってくれ、あるいはまたごみを捨てる容器をそこに設置してくれというのが、当然それにかかわる人たちの要望として出てきて、それを自治区が受けとめて、そしてそれを市に対して要望してつくらせていく、ごみ処理というのは、まさに日常的に生活の中で出てくる問題ですから、それをやっぱりお互いに助け合って、ルールを決めて、そして市のごみ処理の具体的な政策推進等、対応やっている、その設定に区の区長さんなんか立って、市との折衝をやっているという、まさにああいうのも原始的な、今、3号委員さんがおっしゃったように、自発性というものが必要とされる、ここに住んだら、この自治区に入りなさいというて頭から強制的に入れていくのはいかなんかとおっしゃった、そのことに関連で、やはり地域には地域の、そうしたお互いに助け合っていかなければ、自分たちの手でやっていかなければ、生活を守れないものがあるという、そういうところが原点に僕はなってくればいいんじゃないかというふうに思いますね。

だから、そのところが、初めから枠をつくってやるより、自然発生的というような、生活そのものがルールをつくらなければやっていけないんだという、幾つかのものをまとめ上げていくと、おのずからそういうふうなことになってくるというふうに思いますね。自治区に入らない人は、自分で民間の業者に頼んで、ごみを取りに来てもらってますわ。断固として私は自治会に入らんと、何でこんなもん強制的に入らないかんのやというて、頑張ってはる人もおりますよ。それも一つの、市民としての生活の方法です。それを認めんというわけにいかんのやからね、それはそうですかというてやればいいわけで。そういう、一遍足元の問題をきちっと押さえる必要があると、ただ、僕はあえて、私たち市民案が提案した自治協議会をつくらねばならない、つくることということを大事にしたいと思いつつながら、もう一方、本当の自治とは何かと、自立とは何かという問題を踏まえた議論がもう一つなければうまくいかないだろうなという事は思っておりますから、そこは原則と大きく妥協しながら、議論を進めているという、私の立場ですね。

委員長 2号委員さんおっしゃられたようなことは、13ページの下から4行のところ。

2号委員 そう、下から4行のところね。

委員長 特に、下から3行、そこで以下のところは、そういうニュアンスを込めたつもりなんだろうとは思いますが、ただ、要するに、補完性の原則を言いながら、地域社会を担う、どういう形で地域社会が自分たちの問題を自分たちで解決していけるかということについての

方向性をこの条例が示せてないんですよ。本当はそれを示さないといかんのやけどね。

恐らく策定委員会に持ち上げたところで、またもう1回議論があるかもしれないところでしょうから。

2号委員 お互いに妥協し合うたらよろしいやないか、意見の違いがあれば、最後まとめる場合はですね。それ以外ないでしょう。

3号委員 委員長の言われた、そうですね。何で補完のところには地域コミュニティ入ってくるの、それでこれだけの表現じゃあ、ただ単に地域コミュニティとはこんなですよとかいう話だけであって、そこで果たすべき義務なり何なりをきちっと出さないと、補完には結びつかない。

委員長 身近なところで身近な主体が問題解決していきましょう、だからそうすると、いきなり何でもかんでも市に頼んだり、依存するんじゃないで、やっぱり地域でできることは地域でやっていきましょう、地域でしかできないことがいっぱいあるじゃないですか。じゃあ、そのための主体というか、組織というのは、どうあるべきや、そういうものをつくっていかなあかんやろうということを本当は盛り込まないといかんのや、それは確か、それはそう、わかってる。それはおっしゃるとおりなんです。

2号委員 クリーンデイとかというのは、どこが決めるんですか。

クリーンデイと言って、三田市の公園とか市道とか、本来市がやるべきところを自治会で全員で清掃せねばならない。あれはどこが決めるんですか。

3号委員 市ですよ。環境政策課。グリーン・クリーン協議会という組織は一応あるんです。

2号委員 要は、市が決めてやらされとるといふんなら、おかしいなと私は思いながらも、決められた日には出て、草引きをして、掃除をしてやっているんですよ。

5号委員 強制ではもちろんないですよ。協働の、お互いの……。

2号委員 市が決められたらやね。

3号委員 だから、協議会があって、そこで決めてる。それは……。

2号委員 委員長、そんなこともかかわつとんですよ、日常に……。

委員長 そこはだから気になりつつ……。

2号委員 だから、地域コミュニティというところは非常に大事にね、地域コミュニティと書いたらすべてが解決するというじゃないということ……。

委員長 それはまさにそのとおりなんです。したがって、この策定委員会でも、何度も何度も議論して、しかし、方向性が一致しないという……。

総合計画の絡みで、24ページのところで、資料1の24ページに、これまで分かれてた、要するに市民意見の聴取とか、企画立案段階からの市民参加あたりを、重なる部分もあったんで、こういう形にまとめ直しました。一つは、総合計画や、その他市の重要な計画とか条例をつくる時は、企画立案の早い段階から多種多様な手法で市民が参加できるようにすること。二つ目が、策定された、そうやってできた計画案を公表して広く市民の意見を求めるということ。それから、三つ目が市民意見を聴取するときは、さまざまな手段を用いることで、多くの市民から意見を聞くこと。四つ目がその意見に対して、市としての考え方を返すことというふうに、四つにとりあえずまとめましたけど、というところで、こんなもんかなというふうには思ってますけど、このあたりも、後でまたゆっくり見ていただければと、ちょっとこのあたりも、こういうまとめ方でいいのかというのは気になる場所もあるんで。

ただ、案をつくることでの参加、できた案について市民の意見を聞くという参加、どちら

の場合も、いろんな参加手法をとってくださいねということ、それから出てきた市民意見に対してどういうふうに反映されたかというのは、ちゃんと市民にわかるようにしてくださいねということと、この四つぐらい、この四つは最低盛り込んでおかないといけないなと思って、そういう形で整理をしているというところですので。これも、細かいところは、具体的には市民参加条例つくりましょうというふうに先送りしてるので。いささか、内心、じくじたるものはありますが。

2号委員 今、委員長のおっしゃったことは、これは書いてあるんですか、市民参加条例をつくりましょうというのは。

委員長 はい、28ページ。それと、ちょっと、今すぐ丁寧に見るというのは難しいのと、時計を見ながら、もう一つ宿題になっているほうに移ってよろしいですか。あるいは、もうちょっと、そのあたりで気になるということはありませんか。というのは、少しまたゆっくり時間かけて見ていただいたほうがいいたろうと思うから。すぐに頭に入る資料じゃないんで、私もずっと頭に入らない。

2号委員 一言だけ。市政への市民参加という問題について、ここにいろんなこと書かれてありますが、最後は条例できちっと定めますというところに落ちつくことになるのかと思います。しかし、基本条例の中に、まちづくりに対して市民参加というのは、ここに掲げられてあるレベルでは、非常に抽象的で、どういうんですか、市民参加というものはこういう形で具体的に成されるんだなという、それが参加、参画という意味でというのは極めて具体性には乏しいですよ。何か、具体的に書き上げられること、解説の中に書いてあるようなことが、条文の中に文言として入るといふことの工夫なり、努力をしてみたいかということを感じて思っています。

委員長 確かにね、ちょっと、なかなか難しいというか、限界があるが、少し検討はしてみたいと思います。本当は、この市民参加に関する条例というのが、大体こういうふうな構成とか、こういう内容を盛り込むんですというところを、ここで解説のところでも示せば、少し違うんだけど、それがまだできてないというか、例えば、こういうところの自治体で、市で、こういう市民参加条例をつくって、そういうのがモデルになりませんかみたいな形でもいいと思うんだけど、何か、市民参加について、市民の皆さんがもう少しイメージ膨らませられるような対応方針というのは、ちょっと検討させていただきたいと思います。もう一つ残ってるのは、資料の2なんですけど、これも、ちょっと簡単に説明を。

事務局 資料2の表面のところ、子どもの権利というところなんです。いろいろ見てみますと、まちづくり基本条例、いろんな言い方、自治基本条例等ございますが、いろんなタイプがあるなということがわかりました。それが、タイプA、B、Cと書かれている、これでいいのかどうか、ともかくとしまして、こういう整理をさせてもらいました。

まず、Aは、子どももまちづくりに参加する権利を持つという、このあたりは2号委員が以前言われていたところかなと思います。

Bといたしまして、健やかに育つ権利を保障する、それから人権尊重といいますか、子どもの権利を尊重しましょうというような内容の、三つのタイプがあるかなということで、整理をしています。

いろいろ北海道から徳島まで挙げられるところは挙げていますところがございますが、それぞれ、一番多いのがAの分類、まちづくりに参加する権利があるところを規定しているところが多いのがわかるかと思いますが。例といたしまして、書きぶりなんですけれども、一番上

の北海道、奈井江町と読むんでしょうか、のところなんです、こちらのほうはAと書いていますが、済みません、AとC両方入っていますので、A+Cに改めていただけますでしょうか。内容は、町民と長は子どもの権利を尊重するとともに、子どもがそれぞれの年齢に応じてまちづくりに参加できるよう努めます。前段のほうで子どもの権利を尊重する、そして後段のほうでまちづくりに参加できるように努めますという形で書かれております。こういうパターンの部分と、それから二つ下の、おいらせ町のところ、こちらBのタイプ、健やかに育つ権利ですが、おいらせ町で生活する子どもは皆健やかに成長する権利がありますという形での書きぶりをされています。

すべて盛り込んでいるところが、その上の北見市です。1項でよりよい環境の中で健やかに育つ権利を有する、2項目で地域社会の一員としてまちづくりに参加する権利を有する、3項で子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行うという形で書かれています。

三田市のまちづくり基本条例において検討する際には、こういった三つの要素のいずれが必要なのかどうかということを考えなければいけないというふうに思います。

市民の定義の中でもお話がありますが、年齢、性別等、制限を特に設けていないというところの兼ね合いもあるかなというふうに思いますが、そういったことを踏まえて、こういったものが子どもの権利として入れる場合、ふさわしいのかというのを考えていかなければならないということで、参考にしていただければと思います。

裏面のほうに行かせていただきます。こちらのほうは、前日も4号委員のほうからお話がありました事業者の責務を中心に整理をさせていただきました。自治体と書いていますが、一番上のところは議会案です。振り返りますと、1項で事業者は事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮しなければならない。2項で、社会的な役割を自覚し、市民及び市行政と協働しながら調和を図らなければならないという形で書かれています。

前回の、4号委員のお話では、営利企業を中心としたというご指摘だったかなと思いますので、定義についても、調べてみました。上から三つ目、東京都の豊島区を見ていただきますと、区内で事業活動または公益的な活動を行う団体を言う。事業活動と公益的な活動、すなわちNPOさんとか、そういったことの団体も事業者等に含めているケースでございます。その具体的な責務等について見ますと、そのお隣で、第9条、事業者とは地域社会にかかわる多様な主体の一員として、区民と協働してまちづくりに参加することができる権利を定めるとともに、一方では、事業者は地域環境に配慮するとともに地域社会と協調し、そのまちに寄与するよう努めなければならないという形で、営利企業と、それから公益的な活動を行う団体、双方に対しての責務と権利として書いてございます。

あと、似たようなものとしては、明石市の規定、定義がございます。下から四つ目ですが、市内において事業活動または市民活動を行う者または団体を言うという形で書かれています。あと、一番下の薩摩川内市、市内において営利、非営利等の別にかかわらず、事業及び活動を行う個人、法人または団体という形で、非営利法人を含めて事業者、非営利の事業を行う者も含めて対象としているケースと、それから、これは非営利を含むかどうかは、ちょっと明確ではないんですが、事業活動と、単に書いているものが、杉並区、上から四つ目の杉並区、それからその二つ下の岸和田市、そして三つ下の篠山市、そしてその下の北栄町という形になっています。

そういった形で、言われていた事業者というものがこういったものをターゲットにしてこの

条例の中で規定するのであれば考えなければならないのかということが一つ、検討していかなければならないことだと思います。

あともう一つは、お隣の権限、責務等に関する規定に書いてございますが、まちづくりに参加することができるということを書くかどうかということ、それも先ほども話が出ましたけど、市民の中に、事業活動を行う法人または個人というのも市民の中に含めながらまちづくりに参加する権利というのを認めている、今のことから考えて、そういった権利を定める必要があるのか、あるいは事業者を特に規定するのであれば、どういった形で違う、普通個人の市民と、変えて規定していくのかということも課題になってくるのかなというふうには思います。

責務といたしましては、社会的な役割、あるいは協調しなければならない、こういったところについて規定しているところが多いのかなというふうに考えております。

特徴的に挙げられるのは、上から五つ目の愛知県高浜市のところで、危機管理として、もちろん、私ども三田市の分でも、市民の中に事業者というのは入っているというふうには考えられるわけですが、こちらのほうでは、危機管理の中で、明確に、市民、事業者、関係機関との連携・協力により総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行いますと書くとともに、2項で市民及び事業者は災害等の発生時にみずからを守る努力をするとともに云々、という形で、こちらのほうでは、少し市民と事業者を分けた形で、危機管理を規定しているのが少し特徴的かなというところで整理をさせていただいております。

以上です。

委員長

こういうのはどう、というので少し調べていただきました。

子どもの権利については、まちづくりに参加する権利と、それから健やかに育つ権利と両方入れているところと、参加する権利だけというところがあって、幾つかタイプがあるということも見てきたわけですけども、問題は、子どもについて、特に規定を置きますかということと、置くとしてどういう規定を置きますかということになるかと思います。

また、事業者についても、特に、事業者について規定をしますかということだろうと思うんですけども。その上で、事業者のほうも、大きく言えば、二つぐらいかな、要素は。一つは事業活動を行うに当たって環境等への配慮をするということと、もう一つは、事業者として、要するに社会的な責任とか、地域の一員としての責任というのを事業者としてもちゃんと担ってくださいよねという、責務としてはこの二つが大きいところかな。あとは表現等は微妙に違いますけど。ということだろうと思います。

資料としては、こういうものでよろしいでしょうか。何か、事業者を営利に限定しているところはないだろう、ほとんどないと違うかなという気はしたんですけどね。

2号委員

私、子どもの問題も打ち出しながら、具体的にどの章の中にこれを入れるのが適切かということ等がなかなか判断できなくて、ちょっと困っております。子どもというのを入れるときに、そのほかのものはどうなんやということがね、出てきますから、子どもをこの項目2のところ、例えば篠山市のを私は見たんですが、子どもがまちづくりに参画する権利というのを項目に上げるとしたときに、そのものも皆同じように、なぜ子どもだから書くのかということも難しいなというふうに思いましたね。

それと、子どもというのは、一体、どの範囲を言うのか。国際的には18歳未満と、こうなっていますが、ここには20歳未満の市民を言いますということ、南相馬市では定義づけていますね。年齢が20歳未満の市民を言いますね、子どもをね。

委員長 未成年というやつですね。

2号委員 だから、未成年と子どもとは、ちょっと違う、法律的に違うので、子どもというのは、国際的にも18歳未満です。だから、そこで18歳と二十歳の間は一体どうなるんだというのが、時として起こってきます。だから、そこまでずっと立ち入るのがいいのか、市民という中には子どもも含まれているんだから、子どもにかかわる問題は子どもの意見も聞くようにすればいいじゃないか、それは政治的な意味じゃなくてね。

委員長 当事者としてね。

2号委員 何か、そういうふうなことの了解というか、どこか、文言があれば。

5号委員 ただ、恐らく先ほど出ました市民参画、恐らく参画条例の中で、その辺の論議は当然されて、一定の検討はなされるべきものやと思いますね。

2号委員 そこでね。

5号委員 限定できるかどうかというのは問題ありますけどね。

委員長 もう、むしろ、まちづくりに参加する権利だけだと、今ご指摘あったように、例えば、高齢者はどうだ、障害者はどうだという話になってきて、なぜ子どもだけ特別に書くのという話が出てくるだろう。要するに、子どもが健やかに育つ権利を持つ、あるいは子どもの権利が尊重されるとかという、要するに子どもの権利条約を受けた、子どもが健全に成長する権利という、それを入れないと、子どもについて頭出しをするのは難しいだろうというのは、私の印象です。

それで、子どもが健やかに育つ権利を保障するというのを盛り込もうとすると、これ、どこへ置いたらいいんだろうというのが物すごく難しい、たしか新宿区も何か、条例の一番後ろのほうの、何か、何でこんなところに入ってんのやというようなところへ置いてあったりして、難しいところはある。

2号委員 新宿区のこの言葉は、これは子どもの権利条約の中にある文言ですね。

委員長 そう、それをそのまま持ってきてる。だから、ちょっと……。

2号委員 どこかに、しかし、もちろん外国籍の人、障害者の人、高齢者、もういろんな範疇がありますが、まちづくり基本条例がやはり未来に向かってあるべきまちの姿を描いていると、それを支えていくのも、それをつくっていくのはやっぱり子どもがその中で多く育って、それを支えていかなければならないということで、このまちづくり基本条例が子どもというものを重要視しているという形のものが、どこかに僕はあったほうが、どこへ位置づけたらいいのか、ちょっとわかりませんが。

まちづくり憲章の、あの文言をずっと見て、ほとんど子どもにかかわるような言葉が非常に多いので、一工夫して……。

委員長 ちょっと考えますけどね、これ、だからどこに書いたらいいのか、私もずっと考えて、何かおさまる場所がないのは確かやね。

もうちょっと検討しましょうか。

その上で、どうでしょうか。

2号委員 書いてないから、外国人も、高齢者も、障害者も無視するんやとはならんわけですからね。

委員長 子どもについて、特にまちづくり基本条例の中でこういうことをうたっておく必要がある、意味があるんだということをどう説明できるかですね。そこだと思います。

2号委員 いろんなものに参加し、参画し、意見を述べるときに、子どもというのは、当然、それは今おっしゃった未成年というようなこともありして、その中に、どこかで区民集会をする、対話

集会をする、いろいろやって、子どもはそこに集まってくるという可能性というのは、非常に少ないですね。それはね。高齢者は、もちろん当然そういうところに参加するでしょう、障害者もみずからの問題として、そこへ参加する、また外国人も、外国籍の人もそういう条件を設定すれば集まってくるけれども、小学校や中学校、高校の子どもがそこへ参加するというのは、ある一定の、行政とか、いろんな、親とか地域社会とかが行ける条件をつくっていかなければ、なかなか参加をしにくいということになるんで、特にそういう子どもの意見を聞くほうが好ましいというふうな問題は、積極的に子どもに意見を聞くという、何かそういう設定があればということ子どもを権利条約を批准した立場から発言させていただいたということです。

委員長　もう少し絞り込んで、検討しましょう。事業者のほうはどうですか。議会案のような形でどうでしょうかね。

2号委員　僕はいいと思いますけど。

4号委員　前も意見が出たと思うんですけども、それ以外のいろんな、営利目的じゃないところというのは、逆に言えば、いろいろまた市民活動ですとか、NPOさんなんかも、今いろいろ登録されていらっしゃるんで、広げたら、後の条文の中の整合とか、かかわってくる部分もあるし……。やはり、事業者というのをどのぐらいの規模にするかとかとなったら、また中身に入ってきたら、ややこしくなる部分もあるんですけども、議会では、やはり三田のいろんなまちづくりを考えたときの、さっき3号委員が言われたのは本当に議会でも議論になったところで、環境に配慮するとか、そういったことでは、事業者の責任というのは重いし、市民生活に影響を与える場合があるので、やはり無視はできないであろうというところで、書き込むべきではないかという話は出ました。

委員長　入れるとしたら、どんな感じ、ここへどういう感じかなというのを。

4号委員　場所ですか。

委員長　いや、検討してみましようか。

むしろ、ポイントはざくっと事業者ととらえておくか、営利の事業者というふうに限定をするかということと、内容としては、議会案に上がっているような、表現はともかく、一つは事業活動に当たって、要するに、広い意味の環境配慮型であるべきだということと、二つ目は、要するに地域社会の一員としての役割、あるいは事業者の社会的な役割、責任というのは、ちゃんと認識した上で、一緒にまちづくりをやってくれなきゃ困るよねという、そこだろうと思うんですね。大きく言えば、この二つを盛り込むということだろうと思うんだけど。ちょっと検討しましょうか。ということでよろしいですか。

きょうは、以上ということにしたいと思います。前回から1週間しかなくて、直前になって、ご迷惑をかけたので、今回は少し余裕を持ってと思っておりますが、年末ですというところがあるので、そのあたりは、事務局、えっちらおっちらというところもありますので、余り責めないでいただけたらうれしいです。

事務局　次回なんですが、レジュメのほうに、次回、12月22日、火曜日というふうに書いてございましたが、木曜日でございますので、木曜日に訂正をいただきまして、次回、同じく19時から市役所西3号庁舎の中会議室、階段上がった左手のほうになりますので、そちらのほうによろしくお願いいたします。

また、第6回の議事録案につきまして、配布いたしておりますので、またご確認いただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。きょうの資料もそうなんです、大きく変えているところと、文章表現のブラッシュアップみたいなどころと一緒にしているから、ちょっとめり張りつけた対応をしないと。もう一つは、どこが変わりましたというよりは、むしろ全体を通して、こういうことが書いてあって、こういうこと書いてあって、これでええかという議論をやっぱりしないと、変わったとこばかり目配りしていてもしょうがないので。そのためには、早く資料をつくらないと。

2号委員 まちづくりの基本原則って五つ挙げて、まずまちづくりの基本条例をつくる過程の中で、それぞれみんな原則に基づいてやったかどうか、そうでなかったとなったら、もう笑われもんになると思うね。やっぱり、条例をつくるという、こんな重要なときに、市民がどのような形で参加したんか、地域の住民がどういうふうにかかわったんか、行政はどうしたのか、議会はどうか、それはまさに、今後のまちづくりの進め方の基本になるものを、ここがモデルとして示してきたということにならなければいけないと思うんですね。

委員長 だから……。

2号委員 だから、よろしくお願いします。

委員長 こういうところで煮詰めて、策定委員会にもう1回持ち上げて、策定委員会で議論いただいて、その上で市民説明会をちゃんとやっていかんとあかんから。

2号委員 市民説明、対話集会ですよ。

委員長 それをちゃんとやっていく、その上で、固めていくという、その作業はやらないといけないから。

2号委員 大変やね。

委員長 大変。何か、寝込みそう。

2号委員 寿命が縮むわ。

委員長 ほんと寿命が縮む。

(21:36 閉会)